

高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要『健康福祉研究』投稿規程

平成15年7月3日制定

1. 本誌への投稿原稿の筆頭著者は、本研究所の所員または本学の教員（助手および非常勤講師を含む）であることを原則とする。ただし、編集委員会が認めた場合は、この限りではない。
2. 既に公刊された原稿（予定も含む）の投稿は認めない。ただし、学会等で口頭発表したものについては、その限りではない。
3. 本誌への投稿論文の内容は、福祉学研究および福祉活動に寄与するものとし、投稿原稿の種類は次のとおりとする。
 - 1) 論壇(Sounding Board) 福祉の活動、政策、動向などについての提案・提言
 - 2) 総説(Review Article) 研究・調査論文の総括および解説
 - 3) 原著(Original Article) 新しい知見、理論が科学的に示された研究論文
 - 4) 研究ノート(Research Note) 研究上の問題提起、興味深い事実や実態・事例に関する論文
 - 5) 福祉実践活動報告(Public Welfare Report) 福祉活動に関する実践報告
 - 6) 資料(Information) 福祉学あるいは福祉実践に有用な資料
4. 印刷に要する費用は、原則として無料とする。ただし、制限枚数を超過したものやカラー印刷、写真等の特殊な印刷に要する費用は、執筆者の負担とする。
5. 掲載原稿は、別刷を30部贈呈する。なお、それ以上の部数については、あらかじめ申し出があれば執筆者の自己負担によって増刷できる。
6. 論文の掲載の可否は、査読委員による審査を経て、編集委員会が決定する。編集委員会は投稿原稿について修正を求めることができる。
7. 投稿原稿の執筆要領
 - 1) 投稿原稿はワープロまたはパソコンで作成する。縦置きのア4判の用紙に、横書き32字×25行で印刷する。数字及び英字は原則として半角とする。掲載決定後、最終原稿をテキスト形式で保存したフロッピー・ディスク（3.5インチ、2HD・DOS/V）で提出するものとする。
 - 2) 1編あたりの原稿の分量は、本文・注・図表・文献リストを含め、刷上りで20ページを上限とする。なお、刷上り1ページは400字詰原稿用紙のほぼ4枚に相当する。
 - 3) 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新かなづかいを原則とし、できるだけ簡潔に表現する。なお、文献等の引用部分にあたってはこの限りではない。
 - 4) 句読点には「、」「。」ではなく、「,」「.」を用いる。
 - 5) 図、表および写真には図1、表1および写真1などの番号をつけ、本文とは別にまとめておき、原稿の欄外にそれぞれの挿入希望位置を朱書きする。図表等はそのまま掲載できる明瞭なものとする。
 - 6) 原稿には表紙を付し、上半分には表題（英文付記）、希望する原稿の種類、別刷必

要部数，原稿枚数，図表および写真の枚数を書き，キーワード（５個以内）および英文キーワード（５個以内）を記す．下半分には，正本にのみ著者名および所属機関名（英文付記）と連絡者の氏名および連絡先（所属機関，所在地，電話，e-mail アドレスなど）を付記する．

- 7) 原稿には1000字以内の抄録および400語以内の英文抄録をつけること．ただし，論壇，福祉実践活動報告および資料については，英文抄録を省略することができる．
- 8) 文献および注の記載については，日本社会福祉学会・機関誌『社会福祉学』投稿規程〔引用法〕（2002.8.9）（『社会福祉学』43(2)，139-143）に従うものとする．なお，投稿者本人の著であっても，「筆者」「拙著」等とはせず，筆者名による表記とする．
8. 投稿原稿は表紙，抄録，本文，文献，英文抄録，図，表，写真の順にダブルクリップで左上をとじ，正1部，副2部を提出する．副本は複写でもよい．ただし，副本には著者名，所属，謝辞等は記載しない．
9. 投稿原稿は，高崎健康福祉大学総合福祉研究所に提出する．郵送による提出の場合は，封筒の表に「総合福祉研究原稿」と朱書きし，下記に簡易書留で郵送する．

〒370-0033 群馬県高崎市中大類町37-1
高崎健康福祉大学総合福祉研究所
「保健福祉研究」編集委員会
10. 初校は著者が原稿の控えを用いて行う．校正の際の加筆は認めない．
11. 掲載原稿の著作権は高崎健康福祉大学に帰属するものとする．ただし，著者自身による利用には制限を設けない．
12. 掲載された論文は，電子化し，本学ホームページ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開することがある．